

平成30年8月24日
都市局公園緑地・景観課

今年も9月1日から、「屋外広告物適正化旬間」が始まります！

～地域の景観を踏まえた、安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて～

国土交通省では、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と設定し、屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業や国民の意識啓発を図っています。この期間中、全国各地で、看板の点検パトロールや市民の方々との意見交換など、創意工夫をこらした取組が行われます。

屋外広告物の適正化については、地方公共団体による創意工夫の下、様々な取組が行われています。国土交通省では、平成22年度より9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しており、企業や国民に対し、意識啓発を図る機会としております。

この旬間では、全国各地において、違反広告物を是正指導するパトロールや違反広告物の是正指導等、官民が連携した意識啓発に向けた取組を重点的に実施してまいります。

<参考：全国で予定されているイベント等>

- 平成30年度の「屋外広告物適正化旬間」を中心として、全国で93件のイベント等が開催されます。（一部実施済みを含む）（別紙参照）
イベント等の概要は、都市局ホームページでも公表しています。
<URL> http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html
- 上記の他、屋外広告物の安全点検など安全対策に関する取組、違反屋外広告物の簡易除却など日頃の取組を集中的に実施するとともに、違反屋外広告物調査、ホームページや行政広報誌を利用した広報活動等が実施されます。



昨年の取組

(問い合わせ先)

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8954(直通) FAX:03-5253-1593
企画専門官 広田 和男 (内線:32982)
景観企画係長 今村 隆 (内線:32984)